

【別添 3】

院内特殊製剤の使用に関する情報公開

院内特殊製剤とは

医薬品は医薬品医療機器等法に基づき、厚生労働省で承認された方法で使用されることが求められます。院内特殊製剤は保険医薬品ではないが（医薬品を添付文書で定められていない方法で使用する場合も含みます）医療上必要とされ、医学会のガイドライン等に従い病院内において医師の申請により薬剤師が調製する製剤であり、それぞれの医療機関内ですべて消費されるものをいいます。多くの病院で使用実績があり有効性・安全性は確認されています。

当院においても、長年にわたり、院内製剤を調製しており、院内の医療倫理委員会で承認を得て使用しています。必要時に速やかに使用する必要があることなどから、製剤によっては各患者さんにご説明して同意をいただく代わりに、病院のホームページに情報を公開することとしております。同意書を用いない製剤はこの提示により同意を頂いたものとさせていただきます。

本医薬品等を治療に用いることに同意するか否かは、あなたの自由意思によるものです。

本医薬品等による治療をやめたいと思った時はいつでも中止することができますので、担当の医師、看護師または薬剤師にそのご意向をお伝え下さい。ご質問がありましたら、いつでも遠慮なく、担当の医師、看護師または薬剤師までお尋ね下さい。

医薬品副作用被害救済制度について

院内特殊製剤を使用して副作用・合併症が発生した場合には、健康保険を用いて適切な診療と治療を行いますが、添付文書で定められた使用方法ではないため、国の医薬品副作用被害救済制度の給付対象外となる可能性があることをご承知おき下さい。

⇒ 情報公開する院内特殊製剤一覧（別紙 1）